

令和7年度離島・過疎地域づくり DX 促進による移住定住 PR 等事業に係る 企画提案公募要領

本公募は、令和7年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものです。県議会において当初予算案が否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合がありますのでご留意ください。

また、委託契約の締結に当たっては、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要な場合がありますので、併せてご留意願います。

1 業務概要

(1) 事業概要

成長著しいデジタル技術の活用は、離島・過疎地域の距離と時間の制約を解消し、地理的条件不利性の克服に繋がることが期待されるため、県では令和4年度から「離島・過疎地域づくり DX 促進事業」として、高齢者等の見まもり支援等を実施し、デジタル技術を活用した移住定住条件の整備に取り組んでいる。

本業務では、これらのデジタル技術の活用による移住定住条件の整備を促進したうえで、移住する際に必要となる情報を発信するため、デジタル広報によるプロモーション施策などを実施する。

業務の詳細は、別紙「企画提案仕様書」をご覧ください。

(2) 事業期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで

(3) 提案額 16,000,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該提案額は、企画提案のために掲示する金額であり、契約金額ではない。

(4) 提案内容の要件 別紙「企画提案仕様書」のとおり

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、

これらに加入していること。

- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、事業進捗状況や事業内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (9) 本事業を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。
- (10) 個人情報の取扱いに係る業務を受託するに当たって、その安全管理のために必要な業務の実施体制を整備することができること。
- (11) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が応募資格(1)～(7)までの要件を満たし、代表する法人が応募資格(8)～(10)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 応募方法など

- (1) 応募申請書等の提出について
 - ア 提出期限：令和7年4月2日（水）12時 ※期限必着
 - イ 提出書類
 - 【様式1】企画提案応募申請書
 - 【様式2】会社概要表
 - (注) 共同企業体で応募する場合は併せて【様式9】共同企業体構成書及び構成員ごとの【様式2】会社概要表を提出。
 - ウ 提出方法：メール (aa017035@pref.okinawa.lg.jp) にてデータ提出
- (2) 企画提案書等の提出について
 - ア 提出期限：令和7年4月7日（月）12時 ※期限必着
 - イ 提出書類
 - 【様式3】企画提案書
 - ※A4サイズ、20ページ以内とすること。
 - 【様式4】積算書
 - 【様式5】事業計画
 - 【様式6】実施体制
 - 【様式7】実績書
 - 【様式8】誓約書
 - 【様式9】共同企業体構成書
 - 【様式10】共同企業体協定書
 - (注) 【様式9】及び【様式10】は、共同企業体で応募する場合のみ提出。共同企業体構成書及び共同企業体協定書の成立日付は、申込み以前とし、構成員ごとに【様式2】会社概要表、【様式7】実績書、【様式8】誓約書を作成すること。

ウ 提出規格

【様式3～10】10部提出（全て片面印刷）

※ホッチキス止めや製本は行わないこと。

エ 提出方法

持参または郵送（到着確認が可能な手段で、申込み期限必着）。企業連携体で応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(3) 質問事項について

質問がある場合は、質問書様式を下記メールアドレスにて送信すること。回答は3月27日（木）を目途に沖縄県地域・離島課HPに公表する。

・受付期限：令和7年3月24日（月）12時

・アドレス：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

4 企画提案書等の審査

沖縄県が設置する企画提案選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(1) 第一次審査（書面審査）

主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3社以内）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

提案内容や経費等について、プレゼンテーション審査を行い、最も優れた提案者を選定する。ただし、参加者が1者のみである場合には、プレゼンテーションに代えて書面により二次審査を行う。

なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 予定日：令和7年4月16日（水）午後

※開催日時等は後日通知

イ 各事業者の持ち時間は30分程度とし、15分をプレゼンテーション、15分程度を質疑応答時間とする。

ウ プレゼンテーションは、提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする（プロジェクター等は使用できません）。

5 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 類似事業の契約実績等があり、かつ確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

6 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、提案内容全ての実施を保証するものではない。協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と実施計画に基づき随時協議しながら進めていくものとする。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1 事業者（又は 1 共同企業体）につき、企画提案は 1 件とする。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (8) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払い条件
金額が確定したときに精算する。ただし、必要がある場合には、概算により一定の金額を交付することができる。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

注 沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき納付が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5)～(6) 略
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7 お問合せ・提出先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（県庁 7 階）

沖縄県 企画部地域・離島課 離島振興班 担当：慶田城

TEL：098-866-2370

メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp